

## 福島第一原発事故による 被害の全面的な救済及び脱原発社会の実現を求める決議

1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に丸7年が経過した。依然として多くの避難者が避難生活を余儀なくされており、避難より被った被害の実態に即した賠償はなされず、明日をも知れぬ不安な日々を過ごしている。

また、避難先から帰還した避難者も、かつての豊かなふるさとを失われ、人々の営みが消失してしまった状況に悲観し、絶望している者も少なくない。

これらの事実は、ひとたび原発事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

2 このような状況において、2018年3月15日、福島第一原発事故で京都府内に避難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟（京都訴訟）で、京都地方裁判所は、津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国及び東京電力に損害賠償の支払いを命じた。この京都訴訟では、いわゆる「自主的避難等対象区域」に属していない地域（千葉県柏市、松戸市、栃木県大田原市）からの避難の相当性（因果関係）を認め、政府の決めた避難区域の線引きにとらわれず賠償責任を命じたものである。

3 2018年3月16日には、福島第一原発事故で東京都内に避難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟（首都圏訴訟）で、東京地方裁判所は、国及び東京電力の責任を認め、損害賠償の支払いを命じた。

この首都圏訴訟判決においても、政府の決めた避難区域外からの避難の相当性を認め、区域外からの避難者に対し、政府の定めた中間指針を大きく超える基準の賠償を命じたものである。

4 そして、2018年3月22日には、福島第一原発事故による避難区域の指定により避難を余儀なくされた避難者、すなわち、法的に避難を強制された避難者らが、東京電力に対して損害の賠償を求めた訴訟（避難者訴訟）の判決がなされた。

この避難者訴訟判決において、福島地方裁判所いわき支部は、ふるさとの喪失を慰謝料の要素と認め、中間指針を超える損害賠償額の支払いを命じた。

5 京都訴訟判決及び首都圏訴訟判決は中間指針では認めていなかった範囲の避難者に対する賠償を認めたという点、いわきの避難者訴訟はふるさと喪失という要素を損害の内容として認めたという点において、政府の決定した枠組みにとられない責任を裁判所が認定したものであり、これらの3つの判決における損害論に関する判断は一定程度評価できる。

6 しかしながら、これら3つの判決を含む、福島原発事故に起因するすべての損害賠償請求訴訟の判決は、いまだなお、福島第一原発事故による被害内容を正確に評価したとは言えず、被害実態に比べて賠償額は著しく低い。

福島第一原発事故による被害の完全なる救済のためには、より、被害の実態に踏み込んだ賠償額の認定が不可欠である。

7 一方、2017年12月13日、広島高等裁判所は、四国電力の伊方原子力発電所3号機(愛媛県)に対し、2018年9月末まで運転差し止めを命じる仮処分決定を下した。高裁において原子力発電所の運転の差し止めを認める決定がなされたのは初めてのことであり、脱原発の社会に向けて、大きな意義のある決定であった。

しかしながら、2018年に入り、大間原発、玄海原発、高浜原発において、相次いで差し止めを認めない判決及び決定が出されている。このような姿勢は、福島第一原発事故による深刻かつ甚大な被害に目を背け、原発のない社会の実現を希望する多数の世論を無視し、国民の生命、身体、生活の安全を脅かすものであり、強い非難に値する。

8 今回、鳥取・米子5月研究討論集会の原発問題分科会では、これら損害賠償裁判における損害論の問題点、及び原発ゼロ社会実現に向けたたたかいについて、十分に議論を行った。

自由法曹団は、国及び東京電力に対し、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの被災者に対する完全賠償の実現に最優先で取り組むことを求める。そのうえで、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロ社会を実現することを求める。我々は、そのためのたたかいに引き続き全力を傾注することを決議する。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会